

金融分野における経済安全保障について

特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度(基幹インフラ制度)の解説

弁護士・公認不正検査士 山本陽介

(あさひ法律事務所、前金融庁企画市場局総務課調査室 課長補佐)

企画市場局総務課調査室 課長補佐 畑 考行

係長 櫻井 綾

金融サービスは複雑なシステムを行き交うデータフローによって日々提供され、基幹インフラとして機能している。このシステムについて、金融機関が、導入・維持管理の委託を行う場合、政府が、安全保障の見地から、あらかじめ、その内容やベンダーの情報を審査し、必要な措置の実施または導入・維持管理の委託の中止を勧告・命令することを可能にする我が国初の制度¹の運用が、2024年5月に始まることとなった²。

本稿では、政府の基本指針³や政令⁴および金融分野に関する内閣府令⁵を踏まえ、本制度と金融機関が留意すべき事項の解説を行う。

なお、本制度の運用開始に向けた準備は今なお継続している⁶ため、本稿は本年11月17日時点の情報に基づき作成している⁷ことに留意されたい。また、本稿中の意見にわたる部分は、執筆者らの個人的見解であり、現在および過去の所属組織の見解を述べるものではない。

¹ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」という)第三章の「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」制度(以下「本制度」という。なお、他の制度を含む法全体の概要については本誌2192号17頁参照)。

² 6カ月間の経過措置期間(法53条)を経た2024年5月17日から制度運用が始まる(金融庁ウェブサイト)。

³ 「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」(2023年4月28日閣議決定。以下「基本指針」という)。

⁴ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号。以下「政令」という)。

⁵ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(令和5年内閣府令第61号。以下「府令」という)等。

⁶ 2023年8月9日に府令に関する意見募集手続の結果が公表され(金融庁ウェブサイト。以下「府令パブコメ」という)、同年10月6日に本制度の解説が内閣府政策統括官(経済安全保障担当)から公表された(内閣府ウェブサイト。以下「共通解説」という)。また、同年11月16日に改正府令が公布され、これに関する意見募集手続の結果が公表された(金融庁ウェブサイト)。

⁷ 本稿は、主として、法・基本指針・政令・府令・府令パブコメ・共通解説を踏まえて作成したものである。

1. 特定社会基盤事業者の指定

(1) 特定社会基盤事業

本制度では、特定社会基盤事業を行う者の中から主務大臣に指定された特定社会基盤事業者が、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合または他の事業者に委託して重要維持管理等を行う場合(以下、これらの場合を総称して「特定重要設備の導入等」という)に、届出等の義務を負う。

特定社会基盤事業とは、法50条1項各号に定められる事業(以下「法定事業」という)のうち、特定社会基盤役務の提供を行うものとして政令で定めるものをいい(法50条1項かつこ書)、金融に係る法定事業および特定社会基盤事業は、法50条1項13号および政令9条13号イからチまでに規定されている(【表1】①欄参照)。

具体的な特定社会基盤事業を政令で定めるのは、本制度の規制対象となる特定社会基盤事業者の予見可能性を確保し、指定可能な事業者の事業の範囲をあらかじめ明らかにするため、と説明されている(本誌2192号18頁右欄)。

(2) 特定社会基盤事業者

本制度では、主務大臣に指定された特定社会基盤事業者が、届出等の義務を負う。

主務大臣は、特定社会基盤事業を行う者のうちその使用する「特定重要設備の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいものとして主務省令で定められた基準」(以下「指定基準」という)に該当する者を、特定社会基盤事業者として指定することができる(法50条1項柱書)。

金融分野における特定社会基盤事業者の指定基準は、府令2条で詳細に規定されており、概要は、【表1】②欄記載のとおりである。

特定社会基盤事業者の指定基準および指定は、下記(3)記載の考え方に基づき定められ、また、運用することとされている。

(3) 指定基準および指定の考え方

指定基準および指定に関する考え方は、基本指針第2章に、次のとおり示されている。

すなわち、指定基準を定める際は、事業規模(事業者ごとの役務の利用者数や当該事業者が供給する役務の規模)と代替可能性のいずれかまたはその両方を考慮し事業ごとの実態を踏まえる(基本指針第2章第1節(1)参照)。

指定基準は、特定社会基盤事業ごとの実態等を考慮し定めているものであるところ、これらの考慮要素に変更が生じた場合には、必要に応じ、指定基準も見直すことが適当であり、そのため、規制の対象が真に必要な範囲となるよう、主務大臣は、指定基準について不断に見直しを行う(基本指針第2章第3節参照)。

また、指定は、特定社会基盤事業者の経済活動や当該事業者に特定重要設備を供給する者等の経済活動に影響を及ぼし得ることから、適正な競争関係を不当に阻害することがないように配慮し、中小規模の事業者の指定についてはより慎重に検討を行う(基本指針第2章第2節(2)参照)。

【表1】 特定社会基盤事業・指定基準・業務

①特定社会基盤事業 (政令9条13号)	②特定社会基盤事業者の指定基準 (府令2条)	③業務 (府令1条)
銀行法第二条第二項に規定する銀行業	次のいずれかに該当する者であること。 イ 直近の三事業年度の末日における預金残高の平均が十兆円以上である者 ロ 直近の三事業年度の末日における預金口座の数の平均が千万口座以上である者 ハ 直近の三事業年度の末日における国内に設置している現金自動支払機及び現金自動預入払出兼用機の数の平均が一万台以上である者	イ 預金の受入れ ロ 資金の貸付け又は手形の割引 ハ 為替取引
<ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの ・労働金庫法第五十八条第一項及び第五十八条の二第一号から第四号までに係る部分に限る。)の規定に基づき行うもの ・中小企業等協同組合法第九条の九第一項(第一号及び第二号(会員に対する資金の貸付けに係る部分に限る。))及び第六項(第一号(同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。))の規定に基づき行うもの ・農林中央金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、その事業を行う者 ・労働金庫法第五十八条第一項及び第五十八条の二第一項の規定に基づき行うものについては、その事業を行う者(同項の規定により同項第一号から第四号までに掲げる業務を併せ行うことができる者に限る) ・中小企業等協同組合法第九条の九第一項及び第六項の規定に基づき行うものについては、同条第一項第一号の事業を行う者 ・農林中央金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、その事業を行う者 	イ 会員の預金の受入れ ロ 会員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。) ハ 為替取引
資金決済に関する法律第三条第二項に規定する資金移動業	次のいずれにも該当する者であること。 イ 直近の三事業年度の末日における利用者の数の平均が千万人以上である者 ロ 直近の三事業年度において為替取引により移動させた資金の合計額の平均が四千億円以上である者	資金移動業に係る業務
保険業法第二条第一項に規定する保険業	次のいずれかに該当する者であること。 イ 直近の三事業年度における損益計算書に計上すべき保険金等支払金の額から損益計算書に計上すべき解約返戻金、その他返戻金及び再保険料の合計額を控除した額の平均が一兆円以上である者 ロ 直近の三事業年度の末日における生命保険業務に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者 ハ 直近の三事業年度における損害保険業務に係る元受正味保険金の額の平均が一兆円以上である者 ニ 直近の三事業年度の末日における損害保険業務に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者	保険金の支払又は損害の填補に係る業務

<p>金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業</p>	<p>取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業を行う者（直近の三事業年度において行われたその開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る平均買代金の平均が七十五兆円未満であることを除く）</p>	<p>イ その開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買（デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に該当するもの及びその業程で定める売買立会によらないものを除く。）又は市場デリバティブ取引（同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいい、当該業務規程で定める立会によらないものを除く。） ロ 金融商品取引法第三十条の規定による通知又は公表</p>
<p>金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債引受業</p>	<p>金融商品取引法第五十六条の二の免許又は第五十六条の十九第一項の承認を受けてその事業を行う者</p>	<p>イ 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。） ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引を除く。） ハ 国債証券の売買（イ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）</p>
<p>金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業</p>	<p>金融商品取引法第二十九条の登録を受けてその事業を行う者が次のいずれかに該当すること。 イ 直近の三事業年度の末日における顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産の残高の平均が三十兆円以上である者 ロ 直近の三事業年度の末日における顧客が有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座の数の平均が五百万口座以上である者</p>	<p>イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理 ロ イに掲げる行為に関して行う金融商品取引法第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為</p>
<p>信託業法第二条第一項に規定する信託業</p>	<p>直近の三事業年度の末日におけるその受託する信託財産（管理を第三者に委託しているものを除く）の残高の平均が三百兆円以上である者</p>	<p>信託財産の管理</p>
<p>資金決済に関する法律第二条第二十項に規定する資金清算業</p>	<p>資金決済に関する法律第六十四条第一項の免許を受けてその事業を行う者</p>	<p>資金清算業に係る業務</p>
<p>資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業</p>	<p>次のいずれにも該当する者であること。 イ 直近の三事業年度の末日におけるその発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店の数の平均が一万店以上である者 ロ 直近の三事業年度において発行した第三者型前払式支払手段の発行額の平均が一兆円以上である者</p>	<p>発行の業務</p>
<p>預金保険法第三十四条に規定する業務を行う事業</p>	<p>預金保険法第三十四条の規定に基づきその事業を行う者</p>	<p>預金保険法第三十四条第二号から第六号まで、第九号及び第十一号から第十三号までの業務</p>
<p>農水産業協同組合貯金保険法第三十四条に規定する業務を行う事業</p>	<p>農水産業協同組合貯金保険法第三十四条の規定に基づきその事業を行う者</p>	<p>農水産業協同組合貯金保険法第三十四条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の業務</p>
<p>社債、株式等の振替に関する法律第三条第一項に規定する振替業</p>	<p>社債、株式等の振替に関する法律第三条第一項の指定を受けてその事業を行う者</p>	<p>社債、株式等の振替に関する法律第八条に規定する業務</p>
<p>電子記録債権法第五十一條第一項に規定する電子債権記録業</p>	<p>電子記録債権法第五十一條第一項の指定を受けてその事業を行う者（直近の三事業年度の末日における電子記録債権の残高の平均が一兆円未満であることを除く）</p>	<p>電子記録債権法第五十六条に規定する業務</p>

なお、指定は、法文上「指定することができる」(法50条1項柱書)とあるとおり、指定基準を満たすことにより機械的に行われるものではなく、特定社会基盤事業の状況や事業者が提供する役務の実態等も踏まえて判断し、行われる(基本指針第2章第2節(1)参照)。

(4) 指定の手続

主務大臣は、特定社会基盤事業者を指定したときは、その旨を通知するとともに、事業者名や指定日等を公示しなければならない(法50条2項、府令3条および4条)⁸。

また、主務大臣は、指定をしようとする場合、行政手続法に従い意見陳述等の手続(同法第3章)を履践しなければならない(特定社会基盤事業者の指定に関しては、同法の適用は除外されていない(法88条))。

なお、主務大臣は、適当な期間ごとに、所管事業を行う各事業者が特定社会基盤事業者の指定基準を満たしているかについて、事業者の負担も踏まえつつ確認するとともに、指定した事業者が基準を満たさなくなったことを把握した場合には、速やかに指定を解除するとされている(基本指針第2章第3節参照)。

2. 特定重要設備の導入・重要維持管理等の委託

(1) 特定重要設備の内容

本制度では、特定重要設備の導入等を行う場合に、原則としてあらかじめ、導入等計画書の届出をしなければならない。

特定重要設備とは、「特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるもの」(法50条1項かっこ書)であり、詳細は主務省令で定められる(府令1条)⁹。

(2) 金融分野における特定重要設備

金融分野の特定重要設備(府令1条)は、各特定社会基盤事業について次の①と②の情報処理システムである。

①府令1条各号に定める各業務(Ⓐ特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。)に関するデータ処理(Ⓑ当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。)の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム(Ⓒ当該業務の運営のために特に必要なものに限る。)

②当該情報処理システムを稼働させる情報処理システム

⁸ 金融分野における特定社会基盤事業者は、11月16日に指定・通知され、その旨が同月17日に公示されている(金融庁ウェブサイトで公示の内容等を公表)。

⁹ なお、特定重要設備の類型については、基本指針第3章第1節(1)①②③参照。

上記①の「各業務」の事業ごとの概要は、【表1】③欄記載のとおりである。

上記①を限定する要素となる上記①②③については、①「特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なもの」としては、例えばその業務を行わないと当該特定社会基盤役務の安定的な提供が不可能になるような業務、②「当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるもの」としては、例えば当該処理が停止した場合に当該業務も停止するようなデータの処理、③「当該業務の運営のために特に必要なもの」としては、例えばその機能が停止または低下すると当該業務の運営が不可能になるような情報処理システムが考えられ、また、②の「当該情報処理システムを稼働させる情報処理システム」としては、例えば複数の情報処理システムから、それぞれに共通する機能を別のシステムとして統合した情報処理システムが考えられる(府令パブコメNo3～7)¹⁰。

(3) 金融分野における構成設備

導入等計画書には、特定重要設備に関する事項のみならず、その一部を構成する設備、機器、装置またはプログラムであって特定妨害行為(特定重要設備の導入または重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為)の手段として使用されるおそれがあるもの(構成設備)に関する事項も記載する必要がある(法52条2項2号ハ、府令13条)。

構成設備とは、次の①②③④その他の設備、機器、装置またはプログラムのうち、上記②①の各業務の運営のために特に必要なものである(府令12条)。

- ①業務アプリケーション
 - ②オペレーティングシステム
 - ③ミドルウェア
 - ④サーバー

(4) 特定重要設備の導入の時期

他の事業者から行う場合に届出を要する特定重要設備の「導入の…時期」(法52条2項2号イ)は、特定重要設備の導入に関する一連の行為(設計、開発、組立て、設置等)が完了し、役務の用に供する時点とされている(基本指針第4章第1節(2)参照)。

¹⁰ もっとも、特に金融分野においては、特定社会基盤事業者によってデータフロー等が区々である。そのため、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが特定重要設備に該当するかは、当該事業者が行う特定社会基盤事業の実態等に即し個別に判断されることになることから、金融庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行う相談窓口へ「ご相談いただくようお願いします」としている(府令パブコメNo1等)。なお、金融分野における特定重要設備の具体例について、2023年11月17日に公表された金融分野における解説(金融庁ウェブサイトおよび農林水産省ウェブサイト)参照。

(5) 重要維持管理等の委託

他の事業者へ委託する場合に届出を要する「重要維持管理等」とは、「特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがある」維持管理と操作である(法52条1項本文、府令8条)。

「維持管理」とは、特定重要設備の機能を維持するため、特定重要設備の保守点検、機器・部品の交換、プログラムの更新を行うこと等をいい、また、「操作」とは、特定社会基盤役務を安定的に提供するため、特定重要設備を運用し制御する操作を行うこと等を意味する(基本指針第3章第2節(1)参照)。

(6) 子会社等からの導入—届出不要—

特定社会基盤事業者が、自らと「実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者」が供給する特定重要設備の導入¹¹を行う場合、届出は不要となる(法52条1項本文かつこ書。政令10条)。

政令10条1項1号の「実質的に同一と認められる者」とは、「特定社会基盤事業者を親法人等とする子法人等」(政令10条2項)であり、「親法人等」とは、他の法人等の財務および営業または事業の方針を決定する機関を支配している法人等である(府令7条で詳細を規定)。

この「実質的に同一と認められる者」には、特定社会基盤事業者の子法人や孫法人は含まれるが、親法人や兄弟法人は含まれない(共通解説参照)。

なお、「実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者」から特定重要設備の導入を行う場合であっても、当該特定重要設備に、それ以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合は届出が必要となる(法52条1項本文かつこ書中のかっこ書)ことに留意が必要である。

(7) 事前届出の例外—緊急導入等の場合の事後届出—

特定重要設備の導入等は、あらかじめ届出をした上で行うのが原則であるが、緊急やむを得ない場合には、あらかじめ届出をすることなく、特定重要設備の導入等を行うことができる。ただし、この場合には、その後、遅滞なく届出を行う義務を負う(法52条1項ただし書、11項)。

この「緊急やむを得ない場合」とは、特定社会基盤役務の提供に支障が生じまたは生ずるおそれがある場合であって、特定重要設備の導入等を緊急に行うことがその支障の除去または発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合である(府令10条1項)。

支障の原因は自然災害に限定されず、また、特定社会基盤事業者が事前届出を免れるため故意に支障を生じさせた場合でも緊急導入等は認められる(共通解説参

¹¹ 重要維持管理等の委託は、子会社等に対して委託する場合であっても届出が必要である。

照)¹²が、特定社会基盤事業者が、届出義務を免れる目的で上記支障が生ずるおそれを生じさせた(支障は生じていない)場合には、緊急導入等は認められない(府令10条1項かつこ書)。

3. 導入等計画書の記載事項

(1) 導入等計画書の様式

特定社会基盤事業者が、特定重要設備の導入等に関する届出を行う場合、導入等計画書を作成し、書類を添付して、主務大臣に届け出なければならない(法52条1項本文、府令9条)。

この届出は府令様式第四(-)または第四(二)の導入等計画書で行い(府令9条1項)、緊急導入等の場合は府令様式第五(-)または第五(二)の緊急導入等届出書で行う(法52条11項、府令10条2項)。

(2) 再委託に関する記載事項の省略

重要維持管理等の委託を行った相手方がその重要維持管理等の全部または一部について他の事業者にも再委託を行う場合や、再委託を行った重要維持管理等の全部または一部についてさらに委託を行う場合、最終的に委託を受けた者までの情報が導入等計画書に記載されることが原則である。ただし、再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合、一部事項の記載および書類の添付を省略できるとされている(基本指針第3章第2節(2)参照。省略できる場合につき府令17条に規定)。

(3) クラウドに関する記載の省略

導入等計画書に記載すべき構成設備がISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)の登録を受けているクラウドサービスである場合は、構成設備の供給者に係る一部の情報の記載を省略することができる(府令様式第四(-)「4. 構成設備に関する事項」(記載上の注意)「5. 」等)。

(4) 機微情報等の直接提出

導入等計画書に記載すべき事項には、役員の国籍等、特に機微である等の事情により特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方が特定社会基盤事業者等に提供することが困難である情報が含まれ得る。そのため、特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方は、これらの情報および書類を主務大臣に直接に提出することができることとした。

なお、この場合、特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、主務大臣に直接に提出することを報告する(構成設備の供給者や重要維持管理等の再委託の相手方が直接に提出するとき

¹² 故意に特定社会基盤役務の提供を阻害した場合、業法に基づく処分等が行われる可能性があるとしてされている(共通解説参照)。

は、特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方に報告する)ことを要する(府令様式第四(-)3「(3)特定重要設備の供給者の役員」(記載上の注意)等)。

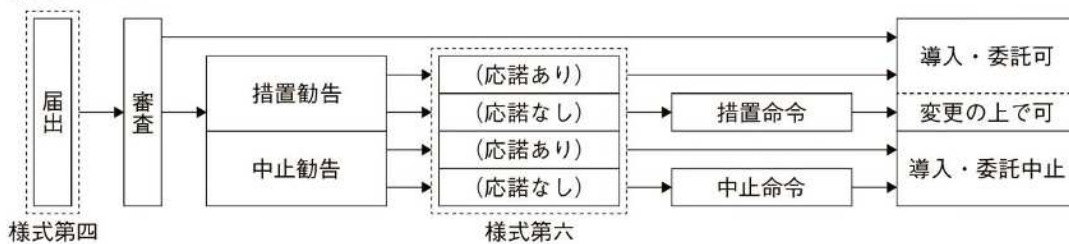
4. 審査・勧告・命令のプロセス

以下に述べる審査等プロセスの概要は【表2】のとおりである。

【表2】 審査等プロセスの概要

審査期間	届出受理から30日間 (短縮可 / 4 カ月間まで延長可)
審査内容	特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが高いかどうか。

審査プロセス



(1) 審査にあたっての考慮要素

主務大臣は、届け出られた導入等計画書等につき、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが高いかどうかを審査する(法52条4項。審査にあたって考慮する要素につき基本指針第4章第1節(4)参照)。

なお、審査においては、外国法人等の供給する設備を排除するものではなく、また、役員国籍のみを理由に勧告等の判断を行うことはない(共通解説参照)。

(2) 審査期間とその延長・短縮

特定社会基盤事業者は、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して30日を経過する日までは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行いまたは重要維持管理等を行わせてはならない(法52条3項。禁止期間)。

主務大臣が30日以内に審査を終えた場合はこの期間は短縮することができ、他方、30日を超える慎重な審査を要する場合はこの期間を延長することができる(同条4項・5項)。

禁止期間を短縮し得る場合としては、例えば、過去に審査を終えたものと同様の内容の導入等計画書の届出を行った場合や、届出前に事前相談を行っており審査に必要な情報をあらかじめ提供している場合等が想定されるとされている(基本指針第4章第1節(3)参照)。

なお、この禁止期間の延長および次の(3)の命令については、行政手続法第2章および第3章の規定は適用されない(法88条)。

(3) 勧告および命令

主務大臣は、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが高いと認められるときは、特定社会基盤事業者に対して導入等計画書の内容の変更

その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置を講ずることまたは特定重要設備の導入もしくは重要維持管理等の委託の中止を勧告することができる(法52条6項)。

導入等計画書の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置とは、具体的にはリスク低減措置の実施(さらなる措置の実施等)や構成設備の供給者の変更等が考えられるとされている(基本指針第4章第1節(6)参照)。

特定社会基盤事業者は、勧告を受けた日から起算して10日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかおよび応諾しない場合にあってはその理由を通知しなければならない(法52条7項)。この通知は府令様式第六の通知書で行う(府令20条)。

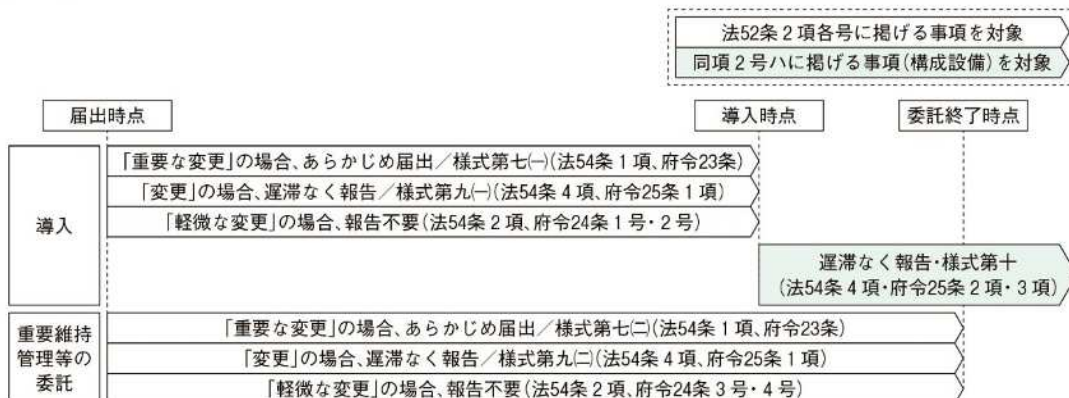
主務大臣は、勧告を受けた特定社会基盤事業者が、通知をしなかった場合または当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であって当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、命令を行うことができる(法52条10項、府令22条)。

なお、特定重要設備の導入または重要維持管理等の委託の中止の勧告および命令は、事業者の経済活動に影響を及ぼし、役務の安定的な提供に支障が生じ得る可能性もあることから、その他の対応によっては特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減できない場合など、合理的に必要と認められる限度において行うこととされている(基本指針第4章第1節(6)参照)。

5. 導入等計画書記載事項の変更等

以下に述べる①重要な変更、②軽微な変更、③上記①②に該当しない変更(表中の表記は単に「変更」)および④導入後の構成設備の変更の概要および用いる様式は【表3】のとおりである。

【表3】 変更の概要・様式



(1) 重要な変更

導入等計画書を届け出た後、導入を行う前または重要維持管理等を行わせる前もしくは行わせる期間の終了前に、当該計画書の記載事項について変更をすることが

あり得る。かかる変更が、「重要な変更」(府令23条)に該当する場合、特定社会基盤事業者は、あらかじめ、導入等計画書の変更の案を届け出なければならない(法54条1項)。この届出は府令様式第七の変更の案で行う(府令23条2項)。

(2) 重要な変更以外の変更

導入等計画書を届け出た後、導入を行う前または重要維持管理等を行わせる前もしくは行わせる期間の終了前に、当該計画書の記載事項について重要な変更以外の変更をした場合、特定社会基盤事業者は、当該変更の内容を遅滞なく報告しなければならない(法54条4項)。この報告は府令様式第九の報告書で行う(府令25条1項)。

ただし、当該変更が「軽微な変更」(府令24条)に該当する場合は報告を要しない(法54条4項かつこ書)。

(3) 導入後の構成設備の変更の報告

特定重要設備の導入を行った後、当該特定重要設備の構成設備に関する変更を行うことがあり得る。かかる変更のうち「構成設備の種類、名称又は機能の変更」(府令25条2項)をした場合、当該変更の内容を遅滞なく報告しなければならない(法54条4項)。この報告は府令様式第十の報告書で行う(府令25条3項)。

なお、上記(1)(2)の変更が、導入を行う前または重要維持管理等を行わせる前もしくは行わせる期間の終了前に行われる変更であるのに対し、(3)の変更は、特定重要設備の導入後に行われる変更であることに留意が必要である。

(やまもとようすけ／はたたかゆき／さくらいあや)